

太田市児童館運営ボランティア活動要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、太田市内の児童センター及び児童館（以下「児童館」という。）の運営において、おおた地域活動連絡協議会と協働し、児童に健全な遊びを与えることにより、児童の健康を増進するとともに情操のかん養を図るため、児童館運営ボランティア（以下「ボランティア」という。）の活動等に関し必要な事項を定めるものとする。

(登録資格)

第2条 ボランティアとして登録できる者は、ボランティアの活動に積極的に参加できる、おおた地域活動連絡協議会に加盟する母親クラブの会員とする。

(登録申請)

第3条 ボランティアの登録の申請をしようとする者は、児童館運営ボランティア申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）を市長に提出するものとする。登録の更新を行おうとする場合も、同様とする。

(登録期間)

第4条 ボランティアの登録期間は、年度単位とし、登録を認められた日からその日の属する年度の3月31日までとする。

(登録証の交付等)

第5条 市長は、第3条の規定による申込みを受けた場合において、その登録を認めたときは、当該申込みをした者に対し別に定めるボランティア登録証（以下「登録証」という。）を交付し、及び名札ケースを貸与するものとする。

2 ボランティアは、その活動中は、登録証を名札ケースに入れ、胸等の見やすい場所に着用しなければならない。

(登録の取消し)

第6条 市長は、ボランティアが次の各号のいずれかに該当したときは、その登録を取り消すものとする。

- (1) 辞退の届をしたとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) 病気、転出等によりボランティア活動を行うことが困難になったとき。
- (4) 児童館の運営方針に反する活動又はボランティアとして不適格と認められる事実が生じたとき。

(ボランティア登録名簿)

第7条 市長は、ボランティアとして登録を認めた者に係る名簿を作成し、これを管理するものとする。

2 ボランティアは、申込書に記載した内容に変更が生じたときは、直ちに市長に申し出なければならない。

(活動場所)

第8条 ボランティアの活動の場所は、児童館とする。ただし、ボランティアの活動上必要が生じたときは、この限りでない。

(活動内容)

第9条 ボランティアの活動は、児童館利用者の安全管理及び児童館の環境整備とする。

(活動日時)

第10条 ボランティアは、市長から送付される児童館運営ボランティア活動シフト表に従い、その活動をするものとする。

(活動日誌)

第11条 ボランティアは、1日の活動が終了したときは、児童館運営ボランティア活動日誌(様式第2号)に必要な事項を記載するものとする。

(謝礼及び支払い)

第12条 市長は、ボランティアに対し前月分の活動時間数(その数に1時間未満の端数があるときは、これを切り捨てた活動時間数)に応じた謝礼を翌月の末日までに支給するものとする。ただし、ボランティアから謝礼を辞退する旨の申出があったときは、謝礼を支給しないものとする。

2 前項の謝礼の単価は、毎年4月1日現在の群馬県最低賃金相当額とする。

(傷害保険)

第13条 市長は、ボランティアの活動について傷害保険に加入し、その保険費用を負担する。

(交通費)

第14条 ボランティアの交通費は、自己負担とする。

(個人情報の保護)

第15条 ボランティアは、第9条に掲げる活動を通じて知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。ボランティアの登録期間が終了した後も、同様とする。

(その他)

第16条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。